

安城市都市計画税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

安城市長 三星元人

安城市規則第29号

安城市都市計画税条例施行規則の一部を改正する規則

安城市都市計画税条例施行規則（昭和44年安城市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「都市計画税（改修実演芸術公演施設）減額申告書」を「都市計画税（改修特別特定建築物）減額申告書」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

都市計画税（改修特別特定建築物）減額申告書

安城市長

注意 太枠の中のみ記入してください。

										申告日	年	月	日
住所													
申告者 (納税義務者)	ふりがな 氏名 (名称)	(※) 電話 () — (※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人が手書きしない場合は、記名押印してください。											
	個人番号 又は 法人番号												
家屋の所在地		家屋番号	種類	構造	床面積 (㎡)	建築年月日	登記年月日						
						年 月 日	年 月 日						
						年 月 日	年 月 日						
						年 月 日	年 月 日						
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物のいずれに該当するか		改修工事が完了した年月日											
改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出できなかった場合は、その理由													
添付書類	1 地方税法施行規則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類												

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式の規定は、令和 9 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 8 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。